

国立研究開発法人国立環境研究所における業務の適正を確保するための
基本規程

平成27規程第1号

平成27年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、役員(監事を除く。)の職務の執行が独立行政法人通則法、国立研究開発法人国立環境研究所法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他独立行政法人の業務の適正を確保するための基本的事項を定めることを目的とする。

(法人運営に関する基本的事項)

第2条 研究所の役員及び職員(以下「役職員」という。)の倫理指針及び行動指針は、国立研究開発法人国立環境研究所倫理規程等に定めるところによる。

(理事会の設置及び役員の方掌に関する事項)

第3条 研究所の理事会の設置及び役員の方掌については、国立研究開発法人国立環境研究所理事会規程及び国立研究開発法人国立環境研究所職務権限規程等に定めるところによる。

(中長期計画の策定及び評価に関する事項)

第4条 研究所は、中長期計画の策定及び評価に関する規程等を整備し、同規程等には以下の事項を定める。

- 一 中長期計画の策定過程の整備(現場が関与する計画策定)
- 二 中長期計画の進捗状況のモニタリング・管理体制の整備
- 三 中長期計画に基づき実施する業務の評価体制の整備
- 四 標準業務手順・マニュアルの作成
- 五 評価活動の適切な運営に関する以下の事項
 - イ 業務手順に沿った運営の確保
 - ロ 業務手順に沿わない業務執行の把握
 - ハ 恣意的とならない業務実績評価
- 六 上記モニタリング及び自己評価を基にした適切な業務実績等報告書の作成

(内部統制の推進に関する事項)

第5条 研究所における内部統制の推進については、内部統制の推進に関する

規程等を整備し、同規程等には以下の事項を定める。

- 一 理事長をトップとする内部統制委員会等の設置
- 二 内部統制を担当する役員の決定
- 三 本部における内部統制推進部門の指定及び推進責任者の指定
- 四 内部統制を担当する役員、内部統制推進部門及び推進責任者間における報告会の実施
- 五 内部統制を担当する役員から内部統制委員会への報告及び改善策の検討
- 六 内部統制を担当する役員と職員との面談の実施
- 七 内部統制を担当する役員によるモニタリング体制の運用
- 八 内部統制推進部門におけるモニタリング体制の運用
- 九 研修会の実施
- 十 コンプライアンス違反等の事案発生時における対応方針等
- 十一 反社会的勢力への対応方針等

(リスク評価と対応に関する事項)

第6条 研究所は、業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクへの適切な対応を図るための規程等を整備し、同規程等には以下の事項を定める。

- 一 リスク管理委員会の設置
- 二 業務フローの明確な認識
- 三 業務フローごとに内在するリスク因子の把握及びリスク発生原因の分析
- 四 把握したリスクに関する評価
- 五 リスク顕在時における対応
- 六 保有施設の点検及び必要な補修等
- 七 事故・災害等の緊急時に関する事項

(情報システムの整備と利用に関する事項)

第7条 研究所における情報システムの整備及び利用については国立研究開発法人国立環境研究所ネットワーク運営管理規程等に定めるところによることとし、同規程等には以下の事項を定める。

- 一 情報システムの整備に関する事項
 - イ 業務執行に係る意思決定プロセス、経費支出の承認プロセスに係るチェックシステムの構築
 - ロ 理事長の指示、法人のミッションが確実に役職員に伝達される仕組み(法人掲示板システム等)

ハ 職員から役員に必要な情報（特に危機管理、内部統制に関する情報）が伝達される仕組み

二 情報システムの利用に関する事項

イ 業務システムを利用した効率的な業務運営（情報化の推進）

ロ 情報を利用可能な形式に整えて利用できる以下の事項

（１）法人が保有するデータの所在情報の明示

（２）データへのアクセス権の設定

（３）データを汎用アプリケーションで利用可能とするツールの構築

（情報セキュリティの確保及び個人情報保護に関する事項）

第8条 研究所における情報セキュリティの確保及び個人情報保護に関する以下の事項については、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシー及び国立研究開発法人国立環境研究所個人情報保護規程に定めるところによることとし、これらの規程等には以下の事項を定める。

一 情報システムのぜい弱性対策、アクセスログの定期的点検、情報リテラシーの向上など情報システムにまつわるリスクに対するコントロールが適切に整備・運用されていることを担保するための有効な手段の確保

二 情報漏えいの防止（特に、システム管理を外部に委託している場合における情報漏えいの防止）

三 個人情報保護に係る点検活動の実施

四 「独立行政法人等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」の遵守

（監事及び監事監査に関する事項）

第9条 研究所における監事に係る以下の事項については、国立研究開発法人国立環境研究所監事監査要綱及び国立研究開発法人国立環境研究所監事監査実施要領を整備し、これらの要綱等には以下の事項を定める。

一 監事監査要綱の改正等における監事の関与

二 理事長と常時意思疎通を確保する体制

三 監事・会計監査人と理事長との会合の定期的な実施

2 補助者の独立性に関することは、国立研究開発法人国立環境研究所組織規程の定めるところによる。

3 監事の職務分掌及び権限については、国立研究開発法人国立環境研究所監事監査要綱に定めるところによる。

- 4 研究所における監事監査に係る事項については、国立研究開発法人国立環境研究所監事監査要綱及び国立研究開発法人国立環境研究所監事監査実施要領に定めるところによることとし、これらの要綱等には以下の事項を定める。
 - 一 監査への協力
 - 二 監事の補助者への協力
 - 三 監査結果に対する改善状況の報告
 - 四 監査報告の主務大臣及び理事長への報告
- 5 研究所における監事によるモニタリングに必要な以下の事項については、国立研究開発法人国立環境研究所監事監査要綱及び国立研究開発法人国立環境研究所監事監査実施要領に定めるところによる。
 - 一 監事の理事会等重要な会議への出席
 - 二 業務執行の意思決定に係る文書を監事が閲覧・調査できる仕組み
 - 三 研究所の財産の状況を調査できる仕組み
 - 四 監事と会計監査人との連携
 - 五 監事と内部監査担当部門との連携
 - 六 役職員の不正、違法、著しい不当事実の監事への報告義務
 - 七 監事から文書提出や説明を求められた場合の役職員への応答義務

(内部監査に関する事項)

第10条 研究所における内部監査の実施及び内部監査の結果に対する改善措置状況の報告については、国立研究開発法人国立環境研究所内部監査規程に定めるところによる。

(内部通報・外部通報に関する事項)

第11条 研究所における内部通報及び外部通報については、内部通報及び外部通報に関する規程等を整備するとともに、同規程等には以下の事項を定める。

- 一 内部通報窓口及び外部通報窓口の設置
- 二 内部通報者及び外部通報者の保護
- 三 内部通報及び外部通報が、内部統制を担当する理事や監事に確実にかつ内密に報告される仕組みの整備

(入札・契約に関する事項)

第12条 研究所における入札及び契約については、国立研究開発法人国立環境研究所会計規程、国立研究開発法人国立環境研究所会計規程実施要領及び国立研究開発法人国立環境研究所契約事務取扱細則等に定めるところによる

こととし、これらの規程等には以下の事項を定める。

- 一 監事及び外部有識者（学識経験者を含む。）からなる契約監視委員会の設置
- 二 入札不調等により中長期計画の達成が困難となる場合の対応方針
- 三 談合情報がある場合の緊急対応
- 四 契約事務の適切な実施、相互けん制の確立
- 五 随意契約とすることが必要な場合の明確化

（情報の適切な管理及び公開に関する事項）

第13条 研究所における情報の適切な管理及び公開、法人の意思決定に係る文書の適切な管理の担保及び財務情報を含む法人情報のウェブサイト等での公開については、国立研究開発法人国立環境研究所法人文書管理規程及び国立研究開発法人国立環境研究所の法人文書に係る情報開示規程に定めるところによる。

（職員の人事・懲戒に関する事項）

第14条 研究所における職員の人事管理方針は、国立研究開発法人国立環境研究所職員就業規則、国立研究開発法人国立環境研究所任期付職員就業規則、国立研究開発法人国立環境研究所契約職員就業規則及び国立研究開発法人国立環境研究所懲戒手続規程等に定めるところによることとし、同規程等には以下の事項を定める。

- 一 管理業務の適正を確保するための定期的な人事ローテーション
- 二 職員の懲戒基準
- 三 長期在籍者の存在把握

（研究開発業務に関する事項）

第15条 研究所における研究開発業務の評価については、国立研究開発法人国立環境研究所研究評価実施要領に定めるところによる。また、研究評価結果の研究予算の配分への反映については、理事会で審議するものとする。

2 研究開発業務における不正防止については、国立研究開発法人国立環境研究所における研究上の不正行為の防止等に関する規程、国立研究開発法人国立環境研究所における会計業務に係る不正防止に関する規程及び国立研究開発法人国立環境研究所知的財産取扱規程等に定めるところによる。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。